平成２２年（フ）第６１８号
北九州市小倉南区沼本町４丁目３番２―102号
債務者　大村友岐子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６３６号
北九州市八幡西区菅原町３番23―502号
債務者　上野比佐子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２６９号
大分市大字大分4650番地の２
債務者　矢野　朋美
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２７７号
大分市大字森町75番地の16
債務者　木津　知美
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２９７号
大分市賀来南１丁目13番３号
債務者　中村　美鈴
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２９９号
大分市賀来北２丁目６番31―105号ラムールⅢ
債務者　川浪小百合（旧姓千川）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３１８号
大分市東浜１丁目６番３号
債務者　池邊　秀彦
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３３２号
大分市新町４番12号豊後新町ビル403
債務者　小野　容子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２９号
大分県国東市国東町小原1026番地１
債務者　宗安　智美（旧姓塩津）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
大分県杵築市大字狩宿1730番地
債務者　浜田　恵理
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
宮崎県東臼杵郡門川町平城西５番５号県営平城団地49棟２－１号
債務者　山本　尚貴
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１６９号
神戸市西区小山２丁目９番23―33号
債務者　西川　真希
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
兵庫県明石市大蔵谷奥14番20号　ル・シェールカシワギ101号、旧住所神戸市西区大津和３丁目６番地の３　ハイツ重塚Ⅱ―403号
債務者　中谷　和義
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
兵庫県明石市大久保町山手台３丁目66番地の１　県住10棟551号
債務者　島袋　美枝
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
神戸市西区竜が岡４丁目４番地の１　マウンティンⅡ216号
債務者　山本　邦章
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
神戸市西区池上４丁目５番地の10　サンテラス池上301号、旧住所神戸市西区南別府２丁目９番地の19　ル・グラン201号
債務者　梅本　　弘
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
神戸市西区池上４丁目５番地の10　サンテラス池上301号、旧住所神戸市西区南別府２丁目９番地の19　ル・グラン201号
債務者　梅本　久美
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
神戸市西区竜が岡２丁目23番地の１　レオパレス藤111号
債務者　福本　香里
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係